

安全保障理事会決議 2354 (2017)

2017年5月24日、安全保障理事会第7949回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理諸決議 1373 (2001)、1624 (2005)、2178 (2014) および 2016年5月11日の安保理議長声明 (S/PRST/2016/6) を想起し、

国際連合憲章に従った、国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任を確認し、

国際連合憲章に従った全ての国家の主権、領土保全および政治的独立に対する安保理の公約を再確認し、

あらゆる形態および表現におけるテロリズムは、国際の平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること並びにテロリズムのどんな行為も、その動機、何時また誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを強調し、

テロリズムはいかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを強調し、

テロリズムは、テロリストの脅威を妨げ、損ない、孤立させそして無能力にするため全ての国家および国際的なまた地域的な機構の積極的な参加と共同作業が関与している持続的なまた包括的な対処方法によってのみ打ち負かすことができることを強調し、

加盟国および国際連合システムに対し、国際連合グローバル・テロ対策戦略に定められた釣り合いのとれたやり方で、内外両方の、テロリズムに資する暴力的な過激主義のあらゆる推進者に対処するため、国際法に従って、措置を講じることを促し、

決議 2178 (2014) に示されたように、テロリズムを防止するため暴力的な過激主義と対抗するこ

とを目的とした措置を想起し、

全ての国家は、テロリズムと闘うために取られたあらゆる措置が、国際法の下でのあらゆる自らの義務を遵守することを確保しなければならず、また国際法、とりわけ国際人権法、難民法および人道法に従ってそのような措置を採用すべきことをまた強調し、

テロリズムの行為、方法および実践は、国際連合の目的および原則に反していることまたテロ行為に融資すること、計画立案することまた扇動することそしてテロ組織を支援することは、国際連合の目的および原則にまた反していることを再確認し、

1948年に総会により採択された人権に関する普遍的宣言（「世界人権宣言」）の第19条に反映された表現の自由に対する権利を想起し、そして1966年に総会により採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）の第19条の表現の自由に対する権利およびそれに対するあらゆる制限は、法により規定されたもののみとしたICCPRの第19条の3項に定められた理由を必要とすることをまた想起し、

テロ行為の扇動を最も強い文言で非難しそして更なるテロ行為を扇動する可能性のあるテロ行為の正当化または賛美（弁明）の試みを拒絶し、

対話と広範な理解を高めるための取組における、また寛容と共存を促進することにおけるおよびテロリズムの扇動に資さない環境を促進することにおける、並びにテロリストの物語に対抗することにおける、メディア、市民社会および宗教結社、経済界と教育機関の役割の重要性を強調し、

テロリストが、特にインターネットやソーシャル・メディアを通じたものを含む、情報通信技術を利用することにより、支持者や外国人テロ戦闘員（FTFs）を勧誘し、資源を動員しそして同調者からの支援を集めるために利用されている、暴力を正当化する宗教の誤った解釈や不正確な説明の基になっている歪められた物語を巧みに作ることに懸念をもって留意し、

テロ行為を犯すことを扇動しまた勧誘するイラクおよびレバントのイスラム国（ISIL、ダーシュとしても知られている）、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体の活動に世界的に

対抗する緊急の必要性になお留意しそして、これに関連してまた安保理議長声明 S/PRST/2016/6 において反映されたように、ISIL（ダーシュ）、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体が、テロ行為を犯すことをその他の者に奨励し、動機付けそして勧誘するため自らの物語を使用する方法に、国際法を遵守して、効果的に対処するため「包括的な国際的枠組」について安全保障理事会に対する提案を提出するというテロ対策委員会に対する安保理の要請を想起し、

1. ISIL（ダーシュ）、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体が、テロ行為を犯すことをその他の者に奨励し、動機付けそして勧誘するため自らの物語を使用する方法に効果的に対処するための推奨する指針と良い実践を伴った「テロリストの物語に対処する包括的な国際的枠組」と表題の付いた安保理文書、番号 S/2017/375 を歓迎する。

2. 加盟国および全ての関連する国際連合組織が、包括的な国際的枠組を実施すると同時にそのあとの指針に従うべきことを強調する。

(a) テロリストの物語に対処する分野における国際連合行動は、全ての国家の主権、領土保全および政治的独立の原則を含む、国際連合憲章に基づくべきである。

(b) 加盟国は、テロ行為およびテロリズムに資する暴力的な過激主義に対処する主要な責任を有している。

(c) 関連する国際連合組織は、国内の観点を考慮しつつ、また国の主体的取組を強化することを念頭に、資金供与者とテロ対策能力構築の受領者とのより一層の調整と一貫性を確保すべきである。

(d) より効果的にするために、物語対策措置と計画は、あらゆるレベルでの異なる文脈の具体的事情に目的を合わせるべきである。

(e) テロリストの物語に対処するためのものを含む、テロリズムに対抗するために加盟国により講じられたあらゆる措置は、国際人権法、国際難民法および国際人道法を含む、国際法の下での自らの義務を遵守しなければならない。

(f) テロリストの物語に対処する努力は、青年、家族、女性、宗教的な、文化的なまた教育的な指導者たち、および市民社会のその他の関係する集団を含む、広範囲に及ぶ関係者との関与を通して役立つことができる。

(g) 国家は、テロリストの物語の青年の受容を阻止するための専門の教育計画を通したものを含む、教育およびメディアを通したテロリストの物語対策に関する市民意識の向上を目的とした取組を支持することを考慮すべきである。

(h) 社会間の対話の強化と幅広い理解を促進することの重要性。

(i) 国家は、テロリストや彼らの支持者により用いられた物語に対処することにおいて、効果的な物語対策を巧みに創り出すことや提供することにおいて関連する専門知識を持っている、宗教機関や共同体の指導者と、適当と認められる場合に、関与することを考慮すべきである。

(j) 物語対策は、信頼に足る選択肢を提供したテロリストの物語の対象となる脆弱な聴衆に対する関心事項に対処するため、テロリストのメッセージに反証をあげるばかりでなく、積極的な物語を敷衍することを目的とすべきである。

(k) 物語対策は、ジェンダーの次元を考慮し、また策定されるべき物語は、具体的な懸念と男性および女性両方の脆弱性に対処すべきである。

(l) テロリズムと暴力的な過激主義の推進者への継続した調査は、より焦点を絞った物語対策計画を策定するため、必要である。

3. テロ対策委員会に対し、テロ対策委員会事務局（CTED）の支援を得て、またテロ対策履行タスクフォース（CTITF）やその他の主要な関係者と協議して、包括的な国際的枠組を実施するため、国際的な協力を促進することを指示する。

4. これに関連して、テロ対策委員会（CTC）に対し、以下のことを要請する。

(a) CTITF 事務局、コミュニケーションに関する CTITF 作業部会と調整して、また適当と認められる場合にはその他の関連する国際連合以外の組織と協議して、テロリストの物語に対抗することにおいて既存の良い実践を特定しそしてまとめることを続けること。

(b) 安全保障理事会諸決議 1373 (2001)、1624 (2005) および 2178 (2014) の実施を強化するため国家により講じられた法的措置を再検討し、そして国際協力を強化する方法を提案することを続けること。

(c) 暴力への過激化およびテロリスト集団への勧誘を認識しそして防止するため適切な教育に基づく努力を促進するため、CTITF 作業部会を通して、UNESCO、UNDP およびその他の関連する国際連合諸機関と協働すること。

(d) オンラインとオフラインの両方で、テロリストの物語に効果的に対抗するためのモデルを策定するため国際連合およびその部門並びに諸機関の取組に貢献すること。

(e) テロリストの物語に対抗することにおいて官民連携を強化するために活動を更に策定すること。

(f) 良い実践の委員会の理解をより良く知らせるため、宗教関係者、市民社会組織、民間部門団体およびその他を含む、物語対策を巧みに創り出すことにおいて専門知識と経験を持った組織に対する啓蒙活動を実施すること。

(g) 物語対策の効果と有効性を測定する効果的な方法を特定するため、CTED グローバル・リサーチ・ネットワークの構成員を含む、外部の関係者と協働すること。

(h) より広範に関連する良い実践を強調しそして共有する目的で、世界的なまた地域的なレベルでの、会合やワークショップに参加することを続けること。

(i) 国内の、地域のそして世界的な物語対策活動の最新式の一覧表を維持すること。

5. CTC に対し、CTED の支援を得て、以下のことを指示する。

(a) テロリストの物語に対処することにおける発展を世界的に再検討するため少なくとも毎年一回のオープン会合を催す。

(b) CTITF 構成組織やその他の援助提供者により提供された援助を通じたものを含めて、テロリストの物語対策の分野における加盟国の取組を強化するため能力構築に関して加盟国への方法を勧告する。

(c) 既存の CTED リサーチ・ネットワークを使用しそしてテロリストの物語に対処することに関連した様々な問題について助言を提供しそして CTC と CTED の活動を支援するため年次活動計画を創り出す。

6. CTC に対し、適切な場合には、CTED の支援を得て、また各々の職務権限の範囲内で、国別評価にテロリストの物語に対処する加盟国の取組を含めることを指示する。

7. テロリストの物語に対処することにおいて CTC および CTED 並びに全ての主要な関係者の間の継続した関与の必要性を強調する。

8. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。